

# 土浦 商工会議所会報

TSUCHIURA CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

## MEMBER'S NOW

### ゆうき食堂

奥さんの久松喜美代さん、店主の久松雄一さん



## contents

2. 経営革新等支援機関に認定
3. 消費税転嫁対策窓口相談等事業(セミナー)のご案内
4. 消費税転嫁対策特別措置法についての5つのポイント
6. つちうら福幸キッズワークパーク・お仕事体験児童大募集
7. ウララマルシェ・リニューアル



土浦ツェッペリンカレー  
デラックス好評発売中!!

9

Vol.537 2013.SEPTEMBER

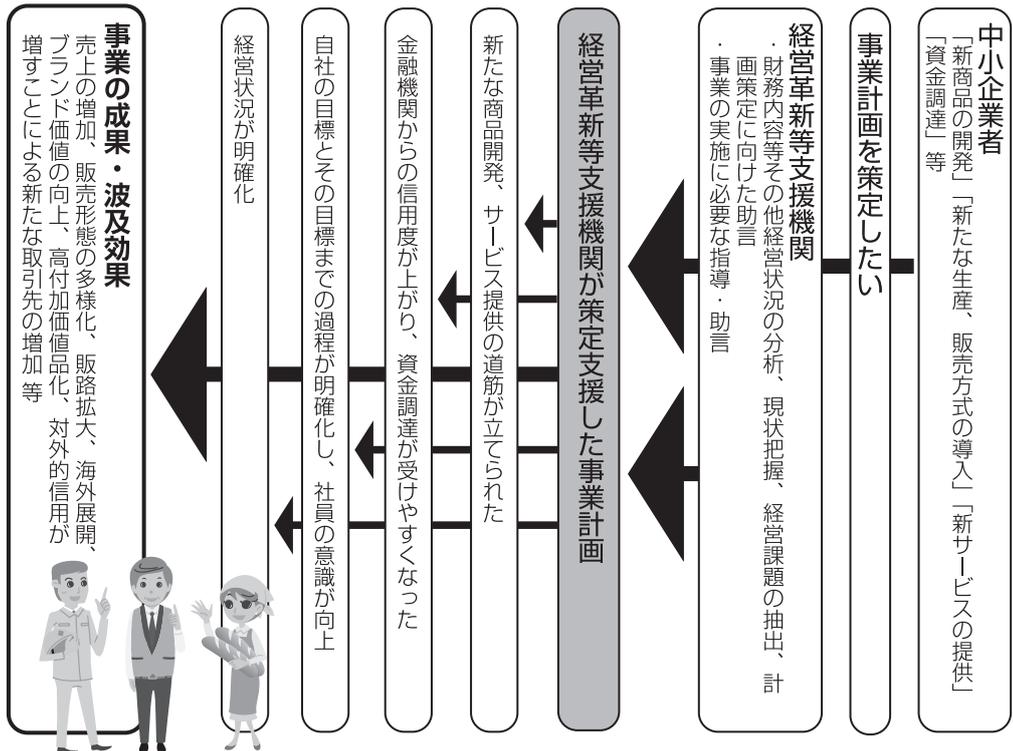
# 経営革新等支援機関に認定される

こんな悩みを抱えている方、ご相談下さい！

- ・ 自社の経営を「見える化」したい
- ・ 事業計画を作りたい
- ・ 取引先を増やしたい、販売を拡大したい
- ・ 専門的課題を解決したい
- ・ 金融機関と良好な関係を作りたい

経営革新等支援機関は、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者に対して国が認定しており、公的な支援機関として位置付けられています。金融機関や税理士、公認会計士、弁護士など多岐多様な専門家が認定され、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援事業を行っています。

経営革新等支援機関の支援を受ける効果



**!**  
信用保証協会の保証料が減額されます。  
経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗よくの報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料が減額（▲0.2%）されます。

**事業の成果・波及効果**  
売上の増加、販売形態の多様化、販路拡大、海外展開、ブランド価値の向上、高付加価値品化、対外的信用が増すことによる新たな取引先の増加等



お問い合わせは、当所 商工振興課まで



連合会・各会議所が連携を強化して課題に取り組んでいくことが確認された

## 中小企業の経営革新を全力で支援

### 第29回茨城県商工会議所議員大会

去る8月21日、古河市「ザ・カナルハウス」において、第29回茨城県商工会議所議員大会が開催され、県内8商工会議所から約190名が出席した。

大会宣言では、中小企業が絶え間ない経営革新を図ることで、明るい展望を開くことができるよう全力で支援するとともに、活力あるまちの再生や地域資源を活用した観光振興、広域連携等による新たな地域発展モデルを構築していくことが商工会議所に課せられた役割であるとした。

そして、「東日本大震災等からの本格的な復興と再生」「小規模企業の経営安定強化」「中小企業金融の安定化支援」「中小企業の活力強化を図るための税制改革」「活力のあるまちづくりの実現」「中小企業の成長を後押しするための支援」「地域の発展と交流を支える基盤づくりの推進」を重点要望事項とし、国や県など関係機関へ強く要望することを決議した。

また、当日は、永年勤続表彰が行われ、当所からは役員議員動続40年で古谷野静監事、同じく10年で中川喜久治副会頭、坂本栄常議員が受賞した。

# 《消費税転嫁対策窓口相談等事業》

## 8割のお客様の心理を掴み売上アップにつなげるコツ

**現在は女性（主婦）が主な消費財の  
80%もの購買決定権を持つ！**

本セミナーではお客様の心をつかむ、男女別、購買心理、魔法の法則で「あなたから買うわ！」と言わせるテクニックをお伝えします！

- 男女別の「心に残る箇所」の違い
- 業種別ワンポイントアドバイス など

講師 ターニングポイント（株）

**西田 陽子 氏**

日時 平成25年 **9月26日**（木）  
午後2時～4時

主催 当所 共催 社会文化部会

## 売上アップ！ヒットを生むネーミングはこう作る

**ネーミングだけで売り上げは  
ガラッと変わる！**

あらゆる商品がネットで検索される今、キーワードやキャッチコピーの役割の重要性は高まっています。チラシやPOPで、新商品新サービスの、“ユニーク”で“伝わる”ネーミングの作成ノウハウをわかり易く解説します。

講師 マーケティングコンサルタント

**弓削 徹 氏**

日時 平成25年 **10月4日**（金）  
午後2時～4時

主催 当所 共催 商業部会

## 売上を劇的に回復させる ⇒ 経営のヒント

**消費税増税と企業防衛策**

税率アップ、価格転嫁による値上げの影響は、直ちにお客様の厳しい反応に表れます。単に価格を上げるだけでなく、これを「機会」に新商品・新サービスで付加価値をつけるなど、消費税増税の対策を解説します。

- 税率アップの背景と今後の中小企業の影響
- 増税をチャンスに変える販売企画 など

講師 中小企業判断士

**工藤 英一 氏**

日時 平成25年 **10月9日**（水）  
午後2時～4時

主催 当所 共催 交通運輸部会

◆会場：当所3階ホール ◆受講料：無料 ◎お申し込み・お問い合わせは、当所 商工振興課まで

※お車でご来場の場合、近隣の有料駐車場をご利用下さい。駐車料金は各自で負担ください。

## 常議員会

8月度常議員会は、8月23日に開催され、提出議案はいずれも原案どおり可決承認された。

### 議事案件（議件）

議件第1号 3号議員選任案  
について

議件第2号 2号議員部会別選  
出議員数について

### 報告・連絡事項

1 部会開催日程について

2 経営革新等支援機関認定に  
ついて

3 ウララマルシェについて

4 中心市街地活性化協議会  
について

5 第20弾土浦まちなか元氣  
市・第一回つちうら駅前軽

トラ市・サウンド蔵201

3ムーンプライムコンサート  
について

6 土浦名物弁当（花火弁当）に  
ついて

7 第10回土浦カレーフエス  
ティバルについて

8 青年部より

9 女性会より

10 その他

# 消費税転嫁対策特別措置法についての特典ポイント

消費税の引き上げを円滑に進めるために「転嫁対策特別措置法」が10月から施行される。同法のポイントについて弁護士・中小企業診断士の関義さんに解説していただく。

平成26年4月及び平成27年10月に2回にわたり消費税率が引上げられる予定ですが、この引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下「転嫁対策特別措置法」)が成立しました。転嫁対策特別措置法は、同年10月1日から施行され、平成29年3月31日まで適用される時限立法です。

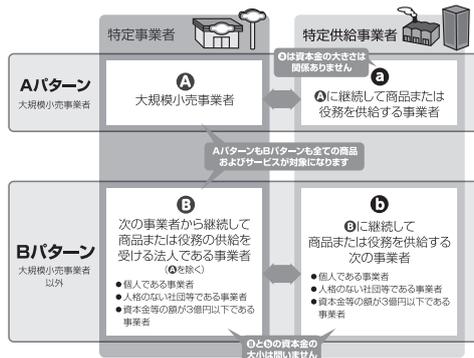
転嫁対策特別措置法は、主に、4つの「特別措置」と「同等の責務」が規定されています。それぞれについてポイントを解説します。

【関先生のコメント】  
法律の適用例等詳細については、今後政府から公表されるガイドライン等で示されます。公正取引委員会、消費者庁、財務省等からの今後の情報に注目しましょう。

「消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置」減額・買いたたき等が禁止されます。

- 転嫁対策特別措置法では、「特定事業者」が、平成26年4月1日以後に「特定供給事業者」から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税の転嫁拒否等の行為をすることを禁止しています。
- 規制の対象となる「特定事業者」は次の2つです。
- ①「大規模小売事業者」
  - ②「資本金の額等が3億円以下である事業者」等から継続して商品又は役務の供給を受ける「法人である事業者」(大規模小売事業者を除く)
- 一方、保護される「特定供給事業者」は、特定事業者が①②のいずれであるかによって、以下のとおりのみ合わせになります。
- 特定事業者が①の場合、特定供給事業者は、大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者となります。
- 特定事業者が②の場合、特定供給事業者は、この資本金の額等が3億円以下である事業者等となります。
- また、禁止される転嫁拒否等の行為は、次の4類型となります。
- ①減額、買いたたき
  - (減額の例)本体価格に消費税分を上

「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係



- 乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること(「買いたたきの例」原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること)
- ②購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制
  - (購入強制の例)消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
  - ③税抜価格での交渉の拒否(例)税抜価格(本体価格)で交渉したいとい

う申出を拒否すること

- ④報復行為(例)転嫁拒否された事業者が①③の行為が行われていることを公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

特定事業者が、違法な転嫁拒否等の行為をした場合、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行うとともに、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

【関先生のコメント】

特定事業者は、違反行為が公表されれば、企業イメージ・信用が著しく失われます。公正な取引を心がけましょう。一方、転嫁拒否等の行為を受けた特定供給事業者は、各地の商工会議所や公正取引委員会の専門の相談窓口にご相談できます。

「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置」消費税還元セール等の宣伝広告が禁止されます。

転嫁対策特別措置法では、消費者に誤認を与えたり、納入業者への買いたたきや競合する小売店の転嫁を阻害したりしないようにするために、事業者が、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品又は役

務の取引について、次の3つの表示を行うことを禁止しています。

- ①取引の相手方に消費税を転嫁してない旨の表示(例)「消費税は転嫁しません」消費税は当店が負担しています
- ②取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減する旨の表示であって、消費税との関連を明示しているもの(例)「消費税率上昇分値引きします」
- ③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②の表示に準ずるものとして

内閣府令で定めるもの(例)「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

【関先生のコメント】

「消費税」という文言を含めた宣伝広告が禁止され、「消費税」という文言を含まない表現については、「宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかの場合」でなければ禁止される表示には当たらないというのが現時点の政府の考えです。しかし、その境界線はいまいです。この規制は全ての「事業者」が対象となりますので、違法な表示にならないように、政府から公表されるガイドライン等で具体例を確認するようにしましょう。

### 3 価格の表示に関する特別措置（「外税表示」や「税抜価格の強調表示」が認められます）

いわゆる小売段階において、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者には、値札やチラシ等においてあらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示する義務があります。これを「総額表示義務」といいます（図1）。

転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替え等の事務負担への配慮の観点から、この総額表示義務の弾力的運用を行い、2つの特例を認めました。

#### ① 外税表示（図2）

まず「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない、つまり、外税表示が認められるようになりました。ただし、消費者への配慮の観点から、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならぬとされています。

#### ② 税抜価格の強調表示（図3）

次に、総額表示を続ける場合にも転嫁対策の手段がなされました。まず、「税込価格」に併せて「税抜価格」または「消費税の額」を表示することも可能であることを明確にしています。

次に、「税込価格が明瞭に表示されているときは、税抜価格を強調して表示しても景品表示法第4条第1項の不当表示の規定が適用されないことが明確化されています。

図1 <総額表示の例>  
10,800円(税込)  
10,800円(税抜価格10,000円)  
10,800円(うち消費税額等800円)

図3  
10,000円  
(税込10,800円)  
本体価格  
税込が価格を明瞭に表示する

図2 <誤認されないための措置の例>  
●個々の商品の値札の表示価格で、税抜き価格であることを明確にする  
●店内の目に付きやすい場所や各商品棚などに次のような掲示をする  
当店の価格は全て税抜き表示となっております。レジ精算時に別途消費税相当額を申し受けます。

#### 【関先生のコメント】

価格表示に関する2つの特例は、転嫁対策特別措置法の施行日である平成25年10月1日から認められます。消費税率引上げ日である平成26年4月1日より前から認められる特例ですので、値札の変更等の準備は、余裕をもって早めにとりかかるようにしましょう。

### 4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置（「転嫁カルテル」や「表示カルテル」が認められます）

転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に届出をすると、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、独占禁止法の例外として、「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」が認められます。

① 転嫁カルテルとは、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為のことをいいます。（例）事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定や、消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数を、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定

② 表示カルテルとは、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のことをいいます。（例）税率引上げ後の価格について、「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示したり、「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示するように、統一的な表示方法を用いること

【関先生のコメント】  
「本体価格」を決めることは、例外に当たらず、独占禁止法に違反する行為となりますので注意してください。また、転嫁カルテルについては、

参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

この例外を受けるためには公正取引委員会に事前に届出をする必要があります。届出方法等については、今後、政府から公表されるガイドライン等で確認しましょう。

#### 5 国等の責務

転嫁対策特別措置法では、国等の3つの責務が次のとおり明記されています。

- ① 国の国民に対する、次の内容についての広報の徹底 今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるといった消費税の性格及び政府の転嫁に関する取組
- ② 情報の収集、通報した者の保護等に関する国の万全の措置
- ③ 調査、監視を行うための国及び都道府県の万全の態勢の整備
- ④ については、先行して平成25年6月15日から施行され、国等の態勢の整備が始まっています。

#### 関 義之（せき よしゆき）

弁護士・中小企業診断士

《プロフィール》

早稲田大学を卒業し、平成12年弁護士、平成23年中小企業診断士に登録。

日本商工会議所平成25年度消費税転嫁対策窓口相談等事業実施WGの作業チームに所属

お気軽に、ご相談ください。

建設業の許可申請・経審申請  
会社設立の書類作成 車庫証明・自動車登録申請  
外国人の在留期間の更新・資格変更の書類作成及び申請取次  
農地に関する許可申請・届出 相続関係書類の収集・作成  
その他、許認可書類の作成・手続代行



行政書士 **渡邊律三事務所**

つくば市高見原5-2-110 / TEL029-878-0171

お気軽にご相談ください

民事・商事・家事【離婚・相続】  
刑事・財産管理・債務整理

**礎法律事務所**

土浦市大手町4番17号 TEL 029-822-0641

# 第82回土浦全国花火競技大会



**花火弁当予約受付中!!**

10月5日に開催される第82回土浦全国花火競技大会で販売される地元食材をふんだんに使った土浦名物弁当「花火弁当」。価格は1,000円から11店舗で予約受付中です。予約申込用紙や連絡先は、土浦市観光協会ホームページからダウンロードできます。なお、当日は、機数席近くの引き渡し所で弁当を受け取れます。

■花火弁当出店業者

- にぎりや松
- TAKEO
- つくし
- ええじゃないか
- 茶寮かげつ
- さん吉
- 土浦中華組合
- 小松屋
- 喜作



9/2に行なわれた花火弁当試食会

花火弁当に関する詳細は  
土浦市観光協会ホームページから <http://tsukubura727.net/>

- 日時：10月5日(土) (荒天延期)  
午後6時～8時30分
- 場所：桜川畔(学園大橋付近)

## 10月26・27日 土浦ペルチBIF

午前の部：午前9時30分～午後1時  
午後の部：午後1時30分～午後5時



**「つちうら」  
のしごとを  
体験してみよう**

**募集定員  
2日間合計限定200名**  
(※1日限定：午前の部 50名、午後の部50名)  
※当日は、当所にて決めた5つのお仕事  
体験とさせていたただき、1組5名での  
グループ体験となります。

**参加要項**

土浦市内小学校へ配布している、所定の募集ちらしへ必要事項を記載の上、FAXもしくは郵送等で当所窓口へご応募ください。尚、日付や時間につきましては、当所にて決定させていただき、事前に参加者あてにご通知をさせていただきますことを予めご了承ください。また、当日の不参加や遅刻などの場合にはご連絡をお願い申し上げます。定員に達し次第、募集は締め切らせていただきます。

**申し込み・問い合わせ** 当所商工振興課まで

ふっこう  
つちうら 福幸

**小学生限定  
お仕事体験児童大募集**  
**キッズ  
スワ  
パーク  
パーク**

土浦市内40企業が協働し、次世代のこどもたちに、土浦の地場産業を体験していただく、お仕事体験イベントです。対象者は土浦市内にお住まいの小学一年生から六年生までです。

# ウララマルシェ

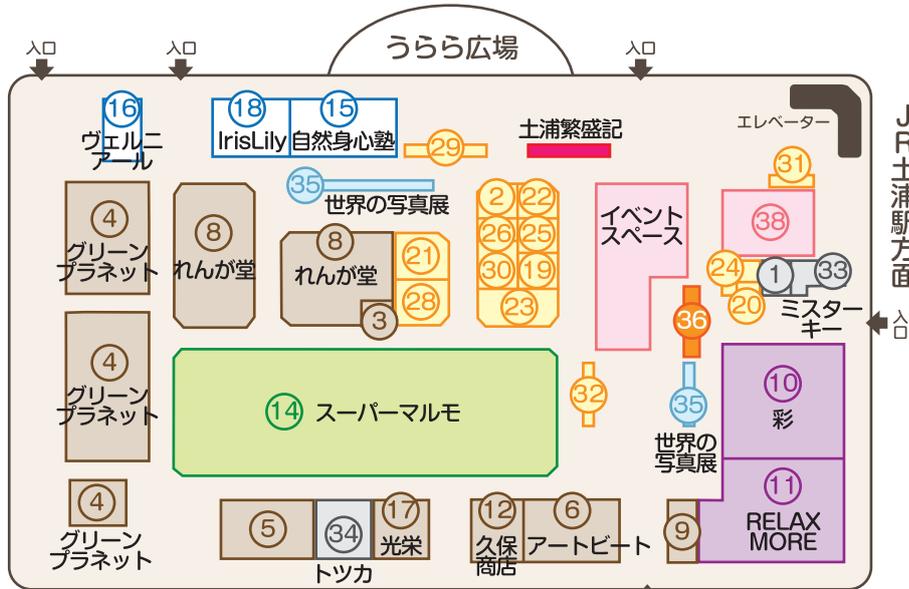
生鮮食品拡充を中心に  
売場リニューアル

ウララにオープンした「ウララマルシェ」が9月1日にリニューアルオープン。スーパーマルモの売り場面積を約2倍の530平方メートルに増やし、肉や魚等の生鮮食品も取り扱いをはじめます。

また、9月15日(日)と10月5日(土)（土浦全国花火競技大会開催日）には、ウララ前で、まちなか元気市も開催されます。

みなさま、是非お越しください。

営業時間 午前10時～午後7時 月曜日定休



- |                  |               |                 |                                 |
|------------------|---------------|-----------------|---------------------------------|
| ① 筑波電子           | ②④ 島岡商事       | ②⑤ 吉田石油         | ③① NPOフットボールクラブアスベラソ            |
| ③ NPO東日本大震災応援隊   | ②① 「ねこが好き！」の会 | ②⑥ つくば国際特許事務所   | ③② 茨城県電機商工組合                    |
| ⑤ ディスカウントショップ元気屋 | ②② 獅子頭勇遊庵     | ②⑧ THL          | ③⑥ K-art-factory                |
| ⑨ まちかど国際交流館      | ②③ オークヴィルホームズ | ②⑨ 日本政策金融公庫土浦支店 | ②② 市民ネットワーク<br>わくわくプロジェクト<br>土浦 |
| ② スタジオまなび        | ②④ ラクスマリーナ    | ③⑩ 長尾ATELIER    |                                 |
- 雑貨・家具・古書
食品・惣菜
PR展示
写真展示
- 紳士・婦人衣料品
美容・健康
実演販売
広報・広告
イベント・催事

## 美しい土浦を撮ろう！ 土浦の感動を伝えよう！ 第8回 土浦の写真コンテスト



昨年度最優秀賞の山口栄司さんの作品

無効です。装したものは額外サイズです。切判とします。もしくは四つ切ワイド、四つ切ワイド、のサイズも、APS、デジタルプリントのサイズも、は問いませんが、カラーコピーは不可とします。デジタルは問いませんが、カラーコピーは不可とします。

**応募期間**  
平成25年8月1日(木)～11月1日(金)

**募集部門**  
主旨に添ったものであれば、題材は自由。  
風景(霞ヶ浦・観光帆船・街の中のスナップ、出来事の記事等)

**催事**(かすみがうらまらソン・キララまつり・土浦全国花火競技大会・カレーフェスティバル・土浦まつり等)

**ハスに関連して**(ハス田・ハスのある風景等)

**桜に関連して**(真鍋小学校・新川・亀城公園・電ヶ峰等)

**応募規格**  
応募は一人5点以内。  
すべてプリントで写真に限りません。カラー・モノクロは問いません。四つ切ワイド、または四つ切判。通常の白ふち・黒ふちの有無は不問です。撮影、プリントとも、銀塩、デジタルは問いませんが、カラーコピーは不可とします。

土浦の、美しい自然、貴重な文化遺産、いにしえより伝わる郷土芸能などを再発見し、広く紹介する写真コンテストを開催します。

応募方法・問合せ等詳細は…(一社)土浦市観光協会 TEL824-2810

土浦商工会議所共済・福祉制度の一環としてお届けする  
保険の世界ブランド。アクサがあなたをサポート。

世界トップクラスの  
保険・金融グループ、  
アクサで実現。

### 新大型保障プラン

アクサのフィナンシャル・プロテクション

定期保険

AXA アクサ生命保険株式会社  
redefining / standards

+

普通傷害保険

AXA アクサ損害保険株式会社  
redefining / standards

http://www.axa.co.jp

アクサ生命保険株式会社 土浦支社

〒300-0051 土浦市真鍋1-16-11 延増第3ビル TEL 029-822-3972

来春3月卒業の  
仕事をお探しの  
皆さんへ!

# 大好きいばらき就職面接会

【土浦会場】

日時  
平成25年 **10月29日(火)**

場所 **ホテルマロウド筑波**  
土浦市城北町2-24

## ■ 面接会攻略セミナー

- 対象: 面接会に参加される方で、セミナーの受講を希望される方
- 受付: 午前10時30分～
- 開催時間: 午前11時～

セミナーは  
事前申込が  
必要

## ■ 面接会

- 対象: 平成26年3月大学院・大学・短大・専修学校卒業見込みの就職希望者
- 受付: 午後12時30分～
- 開催時間: 午後1時～4時

面接会は  
事前申込が  
不要

**参加企業予定数 約60社 参加費 無料**

- ご来場には、公共交通機関をご利用下さい。
- 履歴書を複数ご持参のうえ、ご参加ください。

## ■ ホームページ(詳細をご確認下さい)

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/h25daisuki/index.html>

## ■ 問い合わせ先: 茨城県商工労働部労働政策課 029-301-3645(直通)

【主催】茨城県・茨城県労働局他

【共催】土浦市、土浦地区雇用対策協議会他



ひげた食品(株)(左)と廣州飯店が出店

## アグリフードEXPO東京2013

～プロ農業者たちの国産農産物展示商談会へ協力～

8月22、23日、東京ビッグサイトにて日本政策金融公庫主催のアグリフード2013(国産農産物の展示商談会)が行われた。当所会員からひげた食品(株)(なつとうを出展)と廣州飯店(辛し味噌を出展)が参加した。来場者は2日間約1万3千人。複数のバイヤーなどから商談や名刺交換、サンプルの郵送、見積依頼を受け、情報収集や商談が成立するなど、有意義な商談会となった。

TEL (029) 029-1

総務課

一報賜りますようお願い申し上げます。

また領収書が必要な方はお手数ですが、左記までご一報賜りますようお願い申し上げます。

10月7日(月)

会費口座振替のお知らせ

Mac & Windows DTP  
チラシ・パンフレット・小冊子・はがき・名刺

## 菊池印刷株式会社

〒300-0811 土浦市上高津911-1  
TEL (029) 821-2525 FAX (029) 824-2457  
E-mail: dtp@kikuchi-kk.co.jp

おおつ野ヒルズ  
<http://www.otsuno.com>

**宅地好評分譲中!!**

国道354号バイパスの開通で、土浦市内や常磐道土浦北インターへのアクセスがより便利になりました。  
安心して暮らせる街を目指します  
**JFE商事 株式会社**  
〈現地販売センター〉土浦市おおつ野1-30 ☎ 0120-744-002

ゼロ  
**飲酒運転0**

昭和62年6月10日 創立

個人、法人のチケットを受付ます。詳しくはお電話で

(株)クリーン運転総合代行 **クリーン運転代行**  
0120-22-7906 0120-804-464



# 全国ネットの人材情報で 出向・移籍をサポート!

## 全国ネット

全国47都道府県の事務所で取扱っております。

## 信頼と安心

経済・産業団体と国の協力で設立された公益財団法人です。

## 無料

情報の提供、相談、あっせんの費用はかかりません。

## 登録

在職中の登録が必要です。

 公益財団法人産業雇用安定センター 茨城事務所  
〒310-0803 茨城県水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル4階  
TEL029-231-6044 FAX029-233-3602  
E-Mail: ibaraki-j2@sangyokoyo.or.jp

## セミナー情報

企業経営者の皆さまが直面する経営上の課題を解決!!  
経営者が今考えておくべき12の課題  
～事業継続への備え～

日 時 10月17日 (木)

午後1時30分～午後4時30分

会 場 ホテルグランド東雲 (つくば市小野崎488-1)

セミナープログラム

第1部 平成25年度税制改正で企業経営はどうなる?

第2部 今考えておくべき12の課題 ～事業継続への備え～

講 師 平田 久美子 氏  
税理士・1級ファイナンシャルプランニング技能士  
・CFP (R)

定 員 30名 (先着順)

申込締切 平成25年10月9日 (水)

申込・お問合せ (株)かんぼ生命保険土浦支店 電話822-8386

参加  
無料

## 第43回土浦市青年教養講座

第1講座 10月10日 (木) 午後7時～午後9時

『地元若手経営者の話を聴こう』  
地元若手後継者のパネルディスカッション。  
「経営に対する熱い思いを語っていただく」

第2講座 10月17日 (木) 午後7時～午後9時

『夢の戦略マップ作成講座』  
「夢の実現みらい予想図作成講座」  
・・・SWOT分析、戦略マップの作成。

第3講座 10月24日 (木) 午後7時～午後9時

『未来を創るリーダーシップ』  
特別講師: 茨城県経営品質協議会代表幹事 鬼澤 慎人 氏  
次世代を担う青年経済人である我々責任世代へ  
強いリーダーシップをいかに発揮させるか。

会場: いずれも土浦市亀城プラザ (土浦市中央2-16-4)

募集人数: 40名 (先着順)

参加資格: 土浦市及び近郊にお住まいの方もしくは勤務されている18歳から40歳までの男女。  
3日間参加できる方。

申込締切: 平成25年9月30日 (月)

申込・お問い合わせは、(社)土浦青年会議所事務局  
電話822-3426 E-mail: info@tsuchiura-jc.jp

みらい塾

受講料  
無料

  
TSUCHIURA  
PRINT WORKS

土浦プリントワークス株式会社  
〒300-0823 茨城県土浦市小松3-7-2  
tel.029-823-4443(代)  
fax.029-823-6663  
E-mail: tp-works01@oboe.ocn.ne.jp

会員 商工業者の皆様へ

- アパート・マンション・店舗・ビル・工場・倉庫
- 新築住宅・中古住宅・貸地・事業用物件・P

買いたい 売りたい 借りたい 貸したい 時は!



地元  
会員 桂不動産(株)へ

土浦 / 土浦市真鍋2丁目2-23  
支店 / TEL.029(886)3330(代)  
茨城県南大型12店舗情報ネットワーク

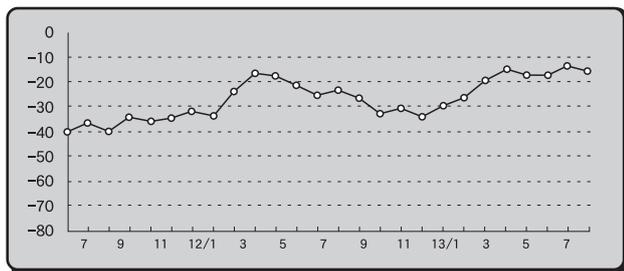
業況DIの推移(全産業・同年同月比)

■業況DI(前年同月比)の推移■

	2013年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	先行き見通し 9~11月
全産業	▲19.7	▲15.2	▲17.1	▲17.3	▲14.1	▲15.7	▲12.7
建設	▲6.4	2.0	1.6	0.8	6.0	3.9	3.1
製造	▲27.4	▲24.4	▲20.7	▲19.6	▲15.8	▲20.7	▲11.8
卸売	▲15.7	▲15.7	▲20.4	▲29.3	▲20.7	▲26.8	▲23.5
小売	▲25.4	▲25.9	▲29.1	▲26.4	▲22.8	▲25.8	▲22.1
サービス	▲17.2	▲7.3	▲12.8	▲13.5	▲14.4	▲10.2	▲11.5

※「先行き見通し」は前月に比べた向こう3ヶ月の先行き見通しDI

■業況DI(全産業・前年同月比)の推移■



※DI値(景況判断指数)について

DI値は、売上・採算・業況などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。従って、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景気感に相対的な広がりの意味する。

DI = (増加・好転などの回答割合) - (減少・悪化などの回答割合)  
業況・採算：(好転) - (悪化) 売上：(増加) - (減少)

A	1	2	3	4
B	5	8	9	D
C	10	11		
D	12	13	14	C
	15		B	

クイズ当選者に商品をプレゼント。(毎月抽選で2名様)  
応募方法：官製ハガキ、またはメールでの応募：info@ccj.jp  
締切：会報発行月末(消印有効)

読者プレゼント

タテとヨコの問題を解いて、白い□を埋めてください。  
※注意点  
・濁音や半濁音は1文字として数えます。  
・A~Dに入れた文字を並べると、季節ならではの言葉が完成します。

クロスワードパズル

当選者・発表は商品の発送にて代えさせていただきます。  
【タテのヒント】  
1 割れ〇〇に縫い蓋

クロスワードパズル8月号の解答

A	1セ	2ル	3ク	4サ
B	5ン	6ウ	7イ	8ク
C	9セ	10イ	11フ	12ク
D	13イ	14チ	15メ	16ダ
	17フ	18ラ	19ン	20ス
	21シ	22ジ	23ン	24ト

- 1 ネバネバの大豆食品
- 2 冬の軒下に垂れ下がる
- 3 和装の花嫁さんの衣装
- 4 ロックカールームのこと
- 5 靴を履くときに使う「靴〇〇」
- 6 ぜんまい状の口で花の蜜を吸います
- 7 落語はココで演じます
- 8 皮を剥いたらピーナッツ
- 9 手紙の最後のP.S.って何?
- 10 一年で最も、夜が長くなる日
- 11 古〇〇や蛙飛びこむ水の音
- 12 コピー、模写
- 13 ニスを塗ると出るもの
- 14 豚肉に衣を付けて揚げた「〇〇カ」
- 15 石、紙、ハサミの勝負

8月の業況と先行き見通し

ロボ調査

業況DIは、回復基調続くも、足元では一進一退で推移

集計結果(早期景気観測)

8月

8月の全産業合計の業況DIは、▲15.7と、前月から▲1.6ポイントの悪化。燃料や原材料の価格上昇・高止まりが長期化し、電力料金などの負担増が続く中、依然として景気回復の実感が得られていないとの声が根強い。一方、公共工事や住宅関連が下支えする建設業のほか、消費者マインドの好転や外国人

観光客の増加により観光関連では好調が続く。売上の堅調な推移を背景に、中小企業の景気感は総じて回復基調が続いているものの、仕入価格の上昇が採算悪化を招き、今一段の業況改善の足かせとなるなど、足元では一進一退の動きとなっている。先行きについては、先行き見通しDIが▲12.7(今月比+3.0)

ポイント)と、改善する見込み。仕入価格の上昇や燃料費・電力料金などのコスト増に伴う収益圧迫が続いていることから、一部では先行きに對して慎重な姿勢がみられるものの、堅調な建設業や観光関連が全体を押し上げているほか、製造業でも自動車や住宅関連などで持ち直し傾向が続いており、回復基調は継続するとみられる。



## 「変わりゆく『家庭』の姿に 向き合うこと」

「孫が里帰りしたときに、おいしいご飯を食べさせるためです」。なぜ高級な炊飯器は五合炊きなのか？という疑問に対して、電機メーカー

で炊飯器の開発に携わったことがあるという方が教えてくださいました。大阪商工会議所南支部主催の講演会でのごことです。それを聞いて「今後、そういうニーズは主たる開発ストーリーにはならないだろうな」と感じました。「家庭」の姿がこの先どんな変わっていくからですか。

2011年の初めから日本の人口は減少して、2013年8月までに約70万人減りました。にもかかわらず世帯数は増え続けています。つまり世帯当たりの人数は減っているのです。2010年の国勢調査時点では1世帯当たり2.42人でしたが、2035年には2.20人になると推定されています。そのとき、一人暮らしの世帯は全体の37.2%に

夫婦のみが21.2%、ひとり親と子の世帯も1.4%へと増加します。つまり、2人以下の世帯が全体の7割にもなるのです。

当然、今後の消費の姿は変わっていきます。例えば住宅です。家族が多かった時代にはそれぞれのプライバシーを保てる個室が憧れの的でしたが、現在は部屋数よりも家族が集まる広いリビングが求められています。さらに、一人暮らしの増加により広いワンルームなど無駄の少ない間取りが人気になっています。生鮮食品やお菓子、菓などが売られる単位も以前に比べてすいぶん小分けになりました。

「家庭」の内容も、長期的な離婚率の上昇トレンドや晩婚・非婚化、少子化、高齢化などにより多様化が進んでいきます。同じ「一人暮らし」「二人暮らし」といっても、その内容はさまざまです。この傾向は、今

後10年、20年といった範囲では加速することはあれ、戻ることはないでしょう。

変わりゆく市場に対してヒット商品を生み出していくとすると、どうすればよいのでしょうか？先日、焼津商工会議所の志太塾で一緒した、ローソンで商品開発をされている稲葉潤一さんによれば「とにかくお客様の声を直接聞くことから」だそうです。スイーツにせよ弁当にせよ、1つの商品を開発するときには、担当者一人一人がそれぞれ100人ほど消費者に直接インタビューするそうです。単にどのような生活をしていて、何を不便だと感じているか、何に喜びを感じているかなどを詳細に聞くといいます。さまざまな地域で商品開発をされている方に話を伺うと、この「想定ターゲットに直接聞く」ということを実行しているケースはとて多少なりとも感じます。家庭のあり方や消費者の生活スタイルの変化を知るために、まずは身近な人にインタビューすることから始めてみてはいかがでしょうか。

日経BPヒット総合研究所  
上席研究員 渡辺 和博

## 労務相談室

Q 当社では、業務上、取引先へのサービスや新規顧客の開拓等で外回りをすることが多いのですが、外回りの途中に空き時間が生じて、時間調整を兼ねて喫茶店等で休憩することもあります。もしもこのような空き時間中に事故にあった場合は、労災保険の給付の対象になるのでしょうか。

A 労働者が事故にあった場合、その事故が業務災害と認められることで労災保険の給付の対象となりますが、その判断のポイントは、業務遂行性と業務起因性です。労働者が労働契約によって使用者の指揮命令下にある状態で、業務に起因して生じた災害であるということが、労災保険の給付を受けるためには必要になります。

結論から言えば、ご質問のように、労働者が外回りの途中に空き時間ができて、喫茶店等で休憩して時間調整をするという行為は業務に関連する行為とされ、労働者本人の私的行為、恣意的な行為による場合を除き、業務災害として労災保険の給付の対象となる可能性が高いでしょう。休憩時間については、一般的には労働から解放され、自由行動を許されているため、その間の労働者の行動は私的行為、あるいは恣意的行為とされます。しかし、休憩時間中に被災した場合でも、それが「業務に関連する必要行為、合理的行為、整理的必要行為による災害」である場合には業務起因性があると判断され、業務災害になるとされます。

ただし、労災に該当するかどうかを決めるのは労働基準監督署であり、事故の状況等についてケースバイケースで判断されます。重要なのは、ご質問のような事故が起こった場合は、会社側は労災保険の給付の請求を速やかに行うということです。事故にあったとき、会社がすぐに労災の手続きをし、必要なサポートをするということは、従業員と会社との信頼関係を築くうえでとても重要なことなのです。



問い合わせは 当所商工振興課まで

# MEMBERS

会員紹介

## ゆづき食堂

住所 土浦市中央2-13-16  
 電話 (0284) 60677  
 営業時間 午前11時～午後3時、  
 午後5時～午後8時  
 定休日 月曜日



夫婦2人で切り盛り

ゆづき食堂は、中華料理屋として、皆様に支えられながら、今年で34年目を迎えることができました。市内中央地区の路地の奥まったところにあります。近隣の方々はもちろん、インターネット等でみて、遠方よりご来店いただくお客様もいらっ



人気のレバに炒め



土浦ツエッペリンカレーやきそば

りやカレーフェスティバルにも出店や協力をするとともに、土浦全国花火競技大会では花火弁当事業にも参画いたしました。そして、「カレーのまち土浦」を盛り上げるべく、昨年にカレー味のやきそば「土浦ツエッペリンカレーやきそば」を市内「中華匠」の豊崎さんと共同で制作しました。このやきそばは、野菜と麺をブレンドしたカレー粉と粉ソースで炒めな

種類のご飯物のメニューを多く取りそろえておりますが、特に人気があるのは、レバに炒め定食です。特別な味付けを施し、レバー特有の「くさみ」を消し、レバーが苦手な人でも食べやすいと好評です。また、土浦中華組合長として、地域の為にキトラまつりやカレーフェスティバルにも出店や協力をするとともに、土浦全国花火競技大会では花火弁当事業にも参画いたしました。そして、「カレーのまち土浦」を盛り上げるべく、昨年にカレー味のやきそば「土浦ツエッペリンカレーやきそば」を市内「中華匠」の豊崎さんと共同で制作しました。このやきそばは、野菜と麺をブレンドしたカレー粉と粉ソースで炒めな

**無料**

**MEMBER'S NOW!**  
**掲載事業所募集**  
 〓あなたの企業、店舗、技術の情報を掲載してみませんか？  
 事業案内、人物紹介、新製品や商品紹介 etc... 会員企業の情報を当所職員が取材の上、掲載させていただきます。お気軽にお電話ください(総務課まで)。



ゆづき食堂発行のスタンプカード

### 9・10 2013. information インフォメーション

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
9/15 ・サトウ 蔵つちうら・まちなか元氣市・軽トラ市	16 敬老の日	17 ・土浦市民ゴルフ実行委員会 ・ガ-コア-イーター検定申込開始(10月18日迄)	18 ・日商常議員会 ・マル経審査会 ・県青連 THE SPORTS FESTIVAL	19 ・日商通常会員総会 ・中心市街地活性化協議会 ・自治金融審査会 ・青年部例会	20 ・1号議員立候補届ぐ切 ・選挙管理委員会 ・常議員会	21 ・創業講座
22	23 秋分の日	24 ・ゼン 初実務法務検定申込開始(10月25日迄)	25 ・第48回土浦市民ゴルフ大会・表彰式	26 ・消費税転嫁対策セミナー ・常磐線東京駅横浜駅乗り入れ推進協議会役員会	27	28 ・土浦市消費生活展 ・荒川沖展
29 ・中城通りおかみさん会天神にぎわい市	30 ・簿記検定試験申込受付開始(窓口:10月15日迄)	10/1	2 ・2級販売士検定試験	3	4 ・土浦全国花火競技大会 慰霊祭 尚祭 ・消費税転嫁対策セミナー	5 ・土浦全国花火競技大会 ・まちなか元氣市
6 ・土浦全国花火競技大会表彰式	7		9 ・消費税転嫁対策セミナー	10	11 ・日本YEG関東ブロック大会(～12日)	12
13	14 体育の日 ・大相撲秋巡業土浦・牛久場所		16	17 ・日商常議員会 ・振興委員会議	18 ・常議員会	19

この会報誌は、再生紙を使用しています。

土浦商工会議所会報 No.537 2013. SEPTEMBER 12